

○ 財務省告示第二百七号
平成十二年五月二十五日より告示する。政府短期証券（第百十回）佳彦

二 一 発行条件等を次年六月九日までに施行する。

の法律発行の名称及び記述

三 四 発行方法の適用

「を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財國定特あ争入。」へ格替適下へ平成十三年法第十七号に依る。該法は昭和二十一年六月三十日施行する。

債め別つ入札に依る機用「競争は受けけるもの」といふ。該法は昭和二十一年六月三十日施行する。

市る参て札發によ、「競争は受けけるもの」といふ。該法は昭和二十一年六月三十日施行する。

場も加、「競争は受けけるもの」といふ。該法は昭和二十一年六月三十日施行する。

特の者財同「競争は受けけるもの」といふ。該法は昭和二十一年六月三十日施行する。

別にご務時と「競争は受けけるもの」といふ。該法は昭和二十一年六月三十日施行する。

参考よと大にい、「競争は受けけるもの」といふ。該法は昭和二十一年六月三十日施行する。

加るに臣行う、「競争は受けけるもの」といふ。該法は昭和二十一年六月三十日施行する。

者発応がわく、「競争は受けけるもの」といふ。該法は昭和二十一年六月三十日施行する。

・行募各れ及札わする、「競争は受けけるもの」といふ。該法は昭和二十一年六月三十日施行する。

第へ限國るび価一札わする、「競争は受けけるもの」といふ。該法は昭和二十一年六月三十日施行する。

I 以度債入価格とる。その規定

非下額市札格競い入の定法

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募		
振額最 替 単 位 金	低行争非者特国入価込 入価・別債札格金 札格第参市発競金 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 發競I加場行争額	行争非者特国 入価・別債札格 札格第参市 發競I加場行争		
振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 円 百 百 千 千 円 十 百 百 八 五 二 億 十 五 円 五 千 億 八 百 二 千 七 十	五二一 二 万 千 兆 四 二 六 七 百 百 千 千 円 六 九 七 十 百 百 八 五 二 億 十 五 千 億 八 百 二 千 七 十	額三 面 千 面 金 万 金 額 円 額 で で 二 千 兆 七 百 千 七 百 三 十 億 円	込募各 当も各 み限国 ての申 の度債 るか込 応額市 。らみ 募の場 その 額範特 のう を囲別 応ち 割内参 募応 りに加 額募 当お者 を価 ていご 順格 るてと るて。各 の割高 申応 りい	価 格 競 争 入 札 發 行 一 と い う 。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発				
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非	者 特	国 入 価 發				
込 期 日	札 参 加	所 支 払	償 金 額	還 期 限	入 債 ・ 期 札 格 第 參 市 發 競 I	別 債 札 格 第 參 市 競 加 場	行 行 競 價 格 日				
平 成 二 十 二 年 五 月 二 十 五 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に つ き 百 円	額 面 金 額 と 支 き 償 は 、 う 、 そ が の 銀 翌 行 營 業 業 日 日 に に	償 還 期 限 償 債 ・ 期 札 格 第 參 市 發 競 I	當 た し と 償 債 二 、 百 年 七 月 二 十 六 日 業 業 日 日 に に	平 成 大 額 一 厘 百 六 毛 以 九 十 九 九 円	額 面 募 錢 格 厘 五 毛 以 上 九 十 九 ぞ れ 九 九 円	額 面 錢 金 格 厘 五 毛 以 上 九 十 五 そ れ 九 九 円	額 面 錢 金 格 厘 百 五 毛 以 上 九 十 五 そ れ 九 九 円	額 面 錢 金 格 厘 百 五 毛 以 上 九 十 五 そ れ 九 九 円	額 面 錢 金 格 厘 百 五 毛 以 上 九 十 五 そ れ 九 九 円

十額の十額 平す額の
八面応八面 成るの記
銭金募銭金 二。整載
一額価一額 十二数又
厘百格厘百 一二倍は
六円五円 年五月の記
毛に毛に 金録
つにつ 額は
つき上き に、
九の九 最
十九そ十 低
九れ九 日も額
九ぞ円 の面
九れ九 と金